

特定農山村地域

制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等	対象事業等
特定農山村地域	<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（特定農山村法）</p> <p>（制定年月日） 平成5年6月16日 法律第72号 （施行年月日） 平成5年9月28日 政令第314号</p> <p>（目的） 特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。</p>	<p>1 市町村単位 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の要件を満たすこと。 (1) 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利であること。〔①又は②〕 ① 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が高いこと。 ア 勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上 ただし、田面積が全耕地面積の33%以上 イ 勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上 ただし、畑面積が全耕地面積の33%以上 ② 林野率75%以上であること。 (2) 土地利用の状況、農林業従事者等からみて農林業が重要な事業であること。〔①又は②〕 ① 農林業従事者割合が10%以上 ② 農林地率が81%以上 (3) 3大都市圏の既成市街地等でないこと。 (4) 人口が10万人未満であること。</p> <p>2 旧市町村単位 市町村単位で1の(2)を満たし、旧市町村単位で1の(1)及び(4)を満たすこと。</p>	<p>1 農林業等活性化基盤整備計画（策定：市町村）中の農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項を知事が同意する。</p> <p>2 農業経営改善安定計画認定制度（認定：市町村） ・ 資金の確保</p> <p>3 農林業等活性化基盤施設設置事業計画認定制度（認定：市町村）</p> <p>4 農林地所有権移転等促進事業 ・ 登記の特例措置 ・ 土地等を譲渡した場合の税制上の措置 所得税において譲渡所得から最大800万円の控除 法人税において最大800万円を損金算入</p> <p>5 土地改良法の特例 ・ 共同減歩による創設換地とする対象施設への林業用施設の追加</p>	

特定農山村地域の概要

指定年月日	区分	市 町 名					
平成5年 9月28日 (10市47町5村)	全域指定	竹原市、安芸太田町、北広島町、神石高原町					
	一部指定	市 町 村 名	旧 市 町 村 名 (指定地域)		市 町 村 名	旧 市 町 村 名 (指定地域)	
		広 島 市	湯来町		庄 原 市	庄原市(高村、本田村、山内北村)、総領町、口和町、比和町、高野町、西城町、東城町	
		呉 市	倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町、下蒲刈町				
		三 原 市	三原市、大和町(船木村)、本郷町(船木村、上北方村、善入寺村)		東 広 島 市	東広島市(板城村、戸野村)、福富町、豊栄町(上山村、吉川村)河内町(入野村、河内村、戸野村)、安芸津町	
		尾 道 市	尾道市、御調町		廿 日 市 市	佐伯町、吉和村、大野町、宮島町	
		福 山 市	内海町、新市町(藤尾村)		安 芸 高 田 市	吉田町(丹比村、本村)、八千代町、高宮町、甲田町、美土里町、向原町	
		府 中 市	府中市(上川辺村、諸田村、岩谷村、河佐村、下川辺村、阿字村、大正村)、上下町				
		三 次 市	三次市(船佐村、河内村、川西村、粟屋村)、 甲奴町、吉舎町、三和町(上山村、板木村、川西村)、君田村、布野村、作木村		江 田 島 市	江田島町、能美町(高田村)、沖美町、大柿町(飛渡瀬村)	
					大 崎 上 島 町	東野町、木江町(木江町)	
				世 羅 町	甲山町、世羅町(大見村)		

(農林水産局 農業経営課)